

平成20年 8 月

平成20年上半期の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

平成20年上半期の暴力団情勢 目次

1	平成20年上半期における	
	暴力団の情勢と対策の主な特徴	1
2	主要暴力団の動向	3
(1)	山口組の動向	3
(2)	住吉会の動向	3
(3)	稲川会の動向	3
3	暴力団犯罪の検挙状況	4
(1)	全般的検挙状況	4
(2)	主要3団体に係る犯罪の検挙状況	8
(3)	組織的犯罪処罰法の適用状況	8
(4)	対立抗争事件の発生状況等	9
	ア 対立抗争事件の発生状況	9
	イ 銃器発砲事件の発生状況	10
	ウ けん銃押収丁数	10
(5)	資金獲得犯罪の検挙状況	11
	ア 伝統的資金獲得犯罪	11
	イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪	12
	ウ 企業対象暴力及び行政対象暴力	14
	エ 金融・不良債権関連事犯	15
	オ 詐欺	16
	カ 窃盗及び強盗	17
	キ 最近の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	17

4	暴力団対策法の施行状況等	19
(1)	指定状況	19
(2)	行政命令の発出状況	21
	ア 中止命令	21
	イ 再発防止命令	21
	ウ 事務所使用制限命令	22
(3)	命令違反事件の検挙状況	22
5	暴力排除活動の現状	24
(1)	公共部門における暴力排除活動	24
	ア コンプライアンス条例・要綱等の制定	24
	イ 行政対象暴力対策の推進	24
	ウ 入札等からの暴力団排除	25
	エ 給付行政からの暴力団排除	26
	オ 公共施設等からの暴力団排除	27
(2)	民間部門における暴力排除活動	28
	ア 企業対象暴力対策の推進	28
	イ 各種業法による暴力団排除	28
	ウ 証券取引における暴力排除	28
	エ その他民間部門における暴力排除活動	29
(3)	民事訴訟支援等の推進	29

本資料の一部の統計数値は暫定値であり、平成21年4月1日に確定する。

1 平成20年上半期における暴力団の情勢と対策の主な特徴

暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうするなど、更なる不透明化がみられる。そのため、実態解明の推進や、暴力団の外側の暴力団関係企業等が暴力団へ資金提供等する構図への対策が一層急務となっている。

一方で、取締りや暴力排除活動等の強力な推進により、資金獲得活動が困難となった組織においては、強盗、恐喝等直接的な暴力を行使する犯罪行為を行う動きが見受けられる。

本年上半期における特徴は、以下のとおりである。

改正暴力団対策法の成立

暴力団による銃器使用事件が続発したことや、暴力団の威力を利用した資金獲得活動に関連して、依然として国民に深刻な被害が発生しているなど、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲得行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害等についての規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加すること等を内容とする暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（以下、「暴力団対策法」という。）案が、第169回国会に提出され、4月18日の参議院本会議、4月30日の衆議院本会議でそれぞれ原案どおり全会一致で可決、成立し、5月2日に公布、一部施行された。

国の行政機関発注の公共工事からの暴力団排除の推進

暴力団は、公共工事の入札において建設業者と談合を行う（奈良、2月検挙）など、暴力団と関係業者との間に、暴力団の威力を背景に業者が利益を得て、その見返りに暴力団が業者から資金提供を受けるという「持ちつ持たれつ」の関係にある利権の構図がうかがわれており、公共工事は、依然、暴力団の有力な資金源となっている。

平成18年12月に開催された第8回犯罪対策閣僚会議において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」の二つの施策を政府として進めることを決定し、これを受けて、19年3月、警察庁と国土交通省は、「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度」を導入し、国土交通省地方整備局等発注工事からの暴力団排除を推進してきた。

さらに、警察庁は、同年6月、公共事業からの暴力団排除を推進するため、上記の二つの施策に関する通達モデル案を策定し、警察庁と発注省庁との間で個別に協議を行って、順次、制度を導入していくこととした。これにより、本年に入ってから、農林水産省（20年1月1日）、国土交通省（運輸）（20年4月1日）、法務省（20年4月1日）、環境省（20年4月1日）、文部科学省（20年5月1日）、防衛省（20年6月16日）、厚生労働省（20年8月1日）が発注する公共工事について、各省と警察庁との間で上記2つの施策に関する合意書を取り交わし、運用を開始した（注：括弧内の日付は運用開始日）。

今後、暴力団資金源の遮断の徹底のため、地方公共団体の取組みをさらに進めるとともに、同様の取組みを独立行政法人等の発注工事に拡大する予定である。

証券取引からの暴力団排除の推進

近年、会社役員が有価証券の取引において偽計を用いた証券取引法違反事件（大阪、2月検挙）などに見られるように、暴力団等反社会的勢力が証券取引等の知識を悪用して経済的不正を敢行する事例が見受けられる。

平成18年11月に設置された、警察庁、金融庁、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所及び日本証券業協会で構成された証券保安連絡会においては、相互の緊密な連携の下、証券取引等における反社会的勢力等への実効的な対応及び犯罪の抑止を図るため、「証券保安連絡会実務者会議」（以下、「実務者会議」という。）を設置し、19年7月に「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」（実務者会議中間報告）を取りまとめた後、引き続き証券版「不当要求情報管理機関」の具体的な設計等についての検討が行われてきたところ、20年5月、実務者会議が「証券取引および証券市場からの反社会的勢力の排除について」（実務者会議第二次中間報告）を取りまとめた。

証券保安連絡会においては、実務者会議の中間報告の内容を踏まえ、各関係者が検討を行って所要の対応を図るとともに、今後、株券電子化への対応及び証券版「不当要求情報管理機関」の設置に向けた具体的検討を引き続き行うこと、また、地域における警察当局との連絡・連携強化を図るために設置している「証券警察連絡協議会」について、活動の活性化を図っていくことが確認された。

行政対象暴力対策の推進

警察では、暴力団等による行政対象暴力に関し、暴力団の資金源の封圧及び行政の健全性、公正性確保の観点から、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、取締り強化を柱とする諸対策を推進しているところである。また、生活保護の受給や公営住宅の居住について、各都道府県警察と関係行政機関とが連携を強化し、暴力団排除等を推進してきたところである。

しかしながら、暴力団員が市役所から生活保護として約2億円を不正に受給していた事件（北海道、2月検挙）のように、依然、暴力団員が行政機関に対して不当な要求を行っており、これに対する行政の組織的な対応が不十分であった事例もあることから、警察としては、行政機関との連携を強化して、改正暴力団対策法により設けられた行政庁に対する暴力的要求行為に対する行政命令の発出や厳正な取締りを行うなど、行政対象暴力対策を一層推進していく必要がある。

2 主要暴力団の動向

(1) 山口組の動向

六代目山口組は、六代目組長が収監された平成17年12月以降、組織のナンバー 2 を中心に組織運営がなされている状況にあり、対内的には現体制への求心力の醸成強化を図る一方、対外的には他団体に対する勢力の誇示を依然行っている。

平成20年上半期中の主要な動向は、次のとおりである。

ア 新年会の開催

1月、六代目山口組総本部事務所において、六代目組長の誕生祝いを兼ねた新年会を開催し、いわゆる「親戚団体」である指定暴力団五代目会津小鉄会等全国8つの指定暴力団等のトップらの参加を得るなど、全国に六代目山口組の勢力を誇示した。

イ 住吉会との対立抗争事件の発生

3月から4月にかけて、埼玉県内において、六代目山口組傘下組織関係者に対する刃物使用の殺人事件を発端に、住吉会傘下組織事務所等に対するけん銃発砲を伴う報復事件が発生するなどの対立抗争事件に発展した。

(2) 住吉会の動向

住吉会は、山口組に次ぐ勢力を有し、関東を中心に強固な地盤を持つ団体であるが、関東の博徒系暴力団で構成される親睦団体に加入するなど、関東の他の暴力団とは比較的良好な関係にある。

他方、山口組とは、同親睦団体の中では、唯一親戚縁組等の関係を持たず一定の距離を置いていることから、同組の関東進出が進む中、同組傘下組織との間で対立抗争事件が散発するなど緊張関係にある。

このような状況下、3月にも埼玉県内で同組傘下組織との間で対立抗争事件が発生した。

同事件は、全面的な対立抗争に発展することなく一応の終結を見たが、山口組との緊張関係は依然として続いており、今後の動向が注目される。

(3) 稲川会の動向

稲川会は、昨年末、初代会長が死亡したため、その後の組織動向に関心の目が向けられたが、四代目会長就任から2年が過ぎたことで組織も安定し、他団体との関係においても、表立ってのいさかいもなく推移しているかにみえる。

一方で、本年3月、会長に次ぐ地位にある幹部が、二次組織の長の職を降り、組織のナンバー 2 の職に専念する姿勢を示すなど、組織改編に向けた体制固めとも取れる動きが活発化しており、今後の組織内部の権力関係等、組織動向が注目される。

3 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的検挙状況

平成20年上半期における暴力団構成員等の検挙人員は12,786人で、前年同期に比べ304人減少している。このうち構成員の検挙人員は3,625人で、前年同期に比べ213人減少し、準構成員の検挙人員は9,161人で、前年同期に比べ91人減少している（**図表2 - 1、2**）。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は7,624人、特別法犯は5,162人で、前年同期に比べ、刑法犯は353人減少、特別法犯は49人増加している（**図表2 - 1**）。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、覚せい剤取締法違反が3,179人（構成比24.9%）と最も多く、次いで傷害が1,571人（同12.3%）、窃盗が1,411人（同11.0%）、恐喝が960人（同7.5%）、詐欺が765人（同6.0%）の順になっている（**図表2 - 1**）。

また、暴力団構成員等の検挙件数は28,195件で、前年同期に比べ374件増加している（**図表2 - 3**）。

図表 2 - 1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の推移

罪種名	年次	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年		前年比	
						(1~6月)	(1~6月)		
刑	殺人	310	258	183	188	94	104	10	
	強盗	727	696	593	541	269	286	17	
	放火	61	42	40	22	11	20	9	
	強姦	137	114	103	103	34	53	19	
	凶器準備集合	92	39	31	14	12	6	-6	
	暴行	1,233	1,297	1,376	1,210	590	635	45	
	傷害	4,319	3,972	3,881	3,580	1,770	1,571	-199	
	脅迫	487	543	612	545	270	284	14	
	恐喝	2,808	2,619	2,523	2,175	1,038	960	-78	
	窃盗	3,265	3,198	3,139	3,050	1,478	1,411	-67	
	詐欺	1,821	1,712	1,785	1,743	764	765	1	
	横領	108	86	97	83	64	50	-14	
	文書偽造	323	243	309	308	132	142	10	
	賭博	837	845	685	648	274	263	-11	
	わいせつ物頒布等	128	202	197	157	91	114	23	
	公務執行妨害	569	525	488	518	242	226	-16	
	うち競売等妨害	98	57	22	72	37	46	9	
	犯	犯人蔵匿	69	61	84	72	28	23	-5
		証人威迫	3	16	8	2	2	2	0
逮捕監禁		414	336	299	276	139	104	-35	
信用毀損・威力業務妨害		102	88	63	83	61	16	-45	
器物損壊		637	642	631	535	280	262	-18	
暴力行為		126	71	82	47	22	19	-3	
その他刑法犯		896	1,024	807	721	312	308	-4	
刑法犯合計		19,472	18,629	18,016	16,621	7,977	7,624	-353	
特		出入国管理・難民認定法	42	85	63	69	45	62	17
		軽犯罪法	293	238	288	316	154	120	-34
	めいてい者規制法	7	6	2	10	7	2	-5	
	迷惑防止条例	215	342	244	218	115	101	-14	
	暴力団対策法	21	14	5	10	5	6	1	
	自転車競技法	81	93	66	58	27	30	3	
	競馬法	186	59	48	48	38	14	-24	
	モーターボート競走	55	41	47	27	15	18	3	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	435	412	503	629	299	281	-18	
	青少年保護育成条	99	117	106	107	60	56	-4	
	売春防止法	267	273	182	143	56	60	4	
	児童福祉法	204	107	122	126	47	49	2	
	出資法	160	90	93	115	49	66	17	
	貸金業規制法	129	72	96	125	64	54	-10	
	宅地建物取引業法	8	4	3	3	0	1	1	
	建設業法	34	38	33	18	10	11	1	
	銃刀法	597	440	566	428	201	207	6	
	火薬類取締法	4	6	1	4	3	2	-1	
	麻薬等取締法	170	173	141	130	74	49	-25	
	あへん法	0	0	0	1	1	0	-1	
	大麻取締法	530	602	736	664	332	363	31	
	覚せい剤取締法	5,412	6,810	6,043	6,319	3,054	3,179	125	
	毒劇物法	211	185	189	184	83	69	-14	
	廃棄物処理法	181	199	225	192	95	73	-22	
	労働基準法	4	5	9	18	7	2	-5	
	職業安定法	57	28	26	19	5	8	3	
	健康保険法	2	0	4	0	0	2	2	
	犯	労働者派遣事業法	6	12	19	7	4	6	2
		旅券法	3	5	4	9	5	4	-1
		麻薬等特例法	19	44	34	45	18	36	18
		その他の特別法犯	421	497	503	506	240	231	-9
特別法犯合計		9,853	10,997	10,401	10,548	5,113	5,162	49	
総計		29,325	29,626	28,417	27,169	13,090	12,786	-304	

図表2-2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

罪種名	年次	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	前年比		
					(1~6月)	(1~6月)			
刑	殺人	156	108	77	97	43	58	15	
	強盗	189	177	163	163	81	71	-10	
	放火	16	12	12	4	2	3	1	
	強姦	33	24	23	24	7	6	-1	
	凶器準備集合	16	26	15	11	9	6	-3	
	暴行	446	446	476	404	185	237	52	
	傷害	1,539	1,436	1,450	1,305	676	537	-139	
	脅迫	236	275	322	273	146	142	-4	
	恐喝	1,358	1,232	1,197	1,005	490	521	31	
	窃盗	739	658	634	610	311	283	-28	
	詐欺	483	485	540	510	247	221	-26	
	横領	31	24	26	20	9	14	5	
	文書偽造	111	100	111	83	36	38	2	
	賭博	90	97	66	107	53	46	-7	
犯	わいせつ物頒布等	8	15	8	12	9	14	5	
	公務執行妨害	180	135	137	121	60	54	-6	
	うち競売等妨害	36	25	5	4	4	2	-2	
	犯人蔵匿	33	27	46	31	10	10	0	
	証人威迫	3	10	5	2	2	1	-1	
	逮捕監禁	182	165	115	136	75	52	-23	
	信用毀損・威力業務妨害	36	27	29	33	24	7	-17	
	器物損壊	198	209	230	169	91	75	-16	
	暴力行為	75	31	52	20	7	14	7	
	その他刑法犯	303	324	253	228	109	421	312	
	刑法犯合計	6,461	6,043	5,987	5,368	2,682	2,513	-169	
	別	出入国管理・難民認定法	5	11	4	1	1	1	0
		軽犯罪法	142	127	138	139	67	55	-12
		めいてい者規制法	2	2	1	5	5	0	-5
迷惑防止条例		80	81	71	74	44	23	-21	
暴力団対策法		21	13	4	10	5	5	0	
自転車競技法		34	48	23	28	15	14	-1	
競馬法		36	9	2	13	10	8	-2	
モーターボート競走法		22	9	16	9	5	7	2	
小型自動車競走法		0	0	0	0	0	0	0	
風営適正化法		24	46	36	42	22	18	-4	
青少年保護育成条例		30	26	36	38	18	14	-4	
売春防止法		27	37	19	12	6	3	-3	
児童福祉法		71	23	35	36	9	17	8	
出資法		46	35	29	23	9	19	10	
貸金業規制法		53	29	39	46	21	23	2	
宅地建物取引業法		1	1	0	0	0	0	0	
建設業法		4	8	6	1	1	2	1	
銃刀法		249	164	217	155	70	77	7	
火薬類取締法		1	3	1	2	2	1	-1	
麻薬等取締法		38	35	17	26	16	15	-1	
あへん法		0	0	0	0	0	0	0	
大麻取締法		76	67	97	86	32	50	18	
覚せい剤取締法		1,514	1,688	1,445	1,403	685	664	-21	
毒劇物法		34	38	23	22	8	4	-4	
廃棄物処理法		54	31	74	50	22	16	-6	
労働基準法		1	2	4	12	3	1	-2	
職業安定法		24	14	9	5	0	2	2	
健康保険法	1	0	1	0	0	0	0		
労働者派遣事業法	4	8	5	6	3	3	0		
旅券法	2	1	3	7	4	3	-1		
麻薬等特例法	9	21	12	25	5	12	7		
その他の特別法犯	114	105	117	122	68	55	-13		
特別法犯合計	2,719	2,682	2,484	2,398	1,156	1,112	-44		
総計	9,180	8,725	8,471	7,766	3,838	3,625	-213		

図表 2 - 3 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙件数の推移

罪種名	年次	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年		前年比	
						(1~6月)	(1~6月)		
刑	殺人	173	146	126	130	65	52	-13	
	強盗	413	413	440	411	199	200	1	
	放火	38	34	52	45	31	22	-9	
	強姦	99	110	108	127	48	53	5	
	凶器準備集合	11	6	3	6	4	2	-2	
	暴行	1,074	1,166	1,313	1,278	652	654	2	
	傷害	3,208	3,125	3,308	3,030	1,552	1,351	-201	
	脅迫	423	468	551	505	239	268	29	
	恐喝	1,999	1,921	1,968	1,688	780	784	4	
	窃盗	23,640	25,930	27,023	27,914	13,810	13,766	-44	
	詐欺	3,148	3,362	3,537	3,733	1,543	1,662	119	
	横領	105	99	102	104	56	64	8	
	文書偽造	698	457	602	573	241	395	154	
	法	賭博	136	138	127	304	58	50	-8
わいせつ物頒布等		102	135	144	127	65	89	24	
公務執行妨害		556	536	606	564	272	229	-43	
うち競売等妨害		40	22	10	17	12	9	-3	
犯人蔵匿		57	45	68	54	25	25	0	
証人威迫		3	11	9	3	3	1	-2	
逮捕監禁		205	181	168	146	72	55	-17	
信用毀損・威力業務妨害		52	53	51	57	30	14	-16	
器物損壊		876	966	965	849	414	464	50	
暴力行為		70	49	43	30	16	10	-6	
その他刑法犯		1,858	1,726	1,429	1,324	664	596	-68	
刑法犯合計		38,944	41,077	42,743	43,002	20,839	20,806	-33	
特別		出入国管理・難民認定法	49	93	93	82	63	80	17
		軽犯罪法	287	245	338	335	163	132	-31
	めいてい者規制法	9	6	3	10	7	2	-5	
	迷惑防止条例	190	310	239	196	103	94	-9	
	暴力団対策法	18	17	8	11	4	4	0	
	自転車競技法	41	42	35	30	16	18	2	
	競馬法	26	13	34	18	13	6	-7	
	モーターボート競走法	19	13	12	16	7	11	4	
	小型自動車競走法	1	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	274	282	393	508	261	211	-50	
	青少年保護育成条例	131	128	150	155	76	70	-6	
	売春防止法	604	945	352	299	148	196	48	
	児童福祉法	173	125	159	179	45	72	27	
	出資法	155	98	116	161	70	81	11	
	貸金業規制法	131	89	100	171	79	69	-10	
	宅地建物取引業法	3	2	2	2	0	1	1	
	建設業法	17	21	23	11	5	5	0	
	銃刀法	783	653	745	580	286	290	4	
	火薬類取締法	26	19	15	17	10	7	-3	
	麻薬等取締法	377	435	393	347	193	146	-47	
	あへん法	0	3	2	2	1	0	-1	
	大麻取締法	855	946	1,196	1,121	549	606	57	
	覚せい剤取締法	7,341	9,539	9,192	9,156	4,346	4,701	355	
	毒劇物法	209	192	239	211	95	80	-15	
	廃棄物処理法	134	142	208	179	102	53	-49	
	労働基準法	3	7	9	14	6	2	-4	
	職業安定法	36	20	37	16	3	13	10	
	健康保険法	2	0	2	0	0	1	1	
	労働者派遣事業法	5	9	6	6	3	3	0	
	旅券法	5	5	5	13	7	4	-3	
	麻薬等特例法	31	50	54	50	25	166	141	
	その他の特別法犯	426	682	654	626	296	265	-31	
特別法犯合計	12,361	15,131	14,814	14,522	6,982	7,389	407		
総計	51,305	56,208	57,557	57,524	27,821	28,195	374		

(2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

平成20年上半期における主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員は10,668人、うち暴力団構成員の検挙人員は2,919人で、それぞれ総検挙人員の約8割を占めている(図表2-4、5)。

図表2-4 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次										H20 (1月~6月)
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	(1月~6月)	
暴力団構成員等の検挙人員(人)	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	13,090	12,786
うち山口組	16,515	15,394	15,354	15,958	16,272	15,421	15,675	15,139	14,869	6,980	6,874
うち住吉会	4,216	4,106	4,570	4,211	4,441	4,557	4,464	4,233	3,721	1,798	1,854
うち稲川会	4,306	4,296	3,888	3,972	3,935	3,823	3,978	4,022	3,825	2,001	1,940
3団体合計	25,037	23,796	23,812	24,141	24,648	23,801	24,117	23,394	22,415	10,779	10,668
全体に占める割合(%)	(77.0)	(76.6)	(77.0)	(78.3)	(80.7)	(81.2)	(81.4)	(82.3)	(82.5)	(82.3)	(83.4)

図表2-5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次										H20 (1月~6月)
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	(1月~6月)	
暴力団構成員の検挙人員(人)	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471	7,766	3,838	3,625
うち山口組	4,946	4,914	4,856	5,016	5,371	4,720	4,459	4,429	4,000	1,944	1,770
うち住吉会	1,524	1,464	1,378	1,401	1,425	1,310	1,228	1,214	1,106	543	570
うち稲川会	1,616	1,409	1,227	1,336	1,209	1,272	1,297	1,268	1,235	630	579
3団体合計	8,086	7,787	7,461	7,753	8,005	7,302	6,984	6,911	6,341	3,117	2,919
全体に占める割合(%)	(76.4)	(76.4)	(75.4)	(78.3)	(79.2)	(79.5)	(80.0)	(81.6)	(81.7)	(81.2)	(80.5)

(3) 組織的犯罪処罰法の適用状況

平成20年上半期における暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を4件検挙するとともに、犯人隠避事件(第7条)を1件、犯罪収益等隠匿事件(第10条)を12件、犯罪収益等收受事件(第11条)を12件検挙している。また、起訴前没収保全命令(第23条)は、7件適用している(図表2-6)。

組織的な犯罪の加重処罰規定(第3条)を適用した事件については、

稲川会傘下組織幹部(38)が、みかじめ料を獲得し得る縄張を確保することにより、同組の不正権益を維持する目的で、飲食店からみかじめ料を脅し取ろうとした事例(千葉、4月検挙)のように、暴力団が不正権益を獲得、維持又は拡大することを目的として敢行した事例などがあった。

マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等隠匿事件(第10条)としては、

住吉会傘下組織幹部(38)が、財産上不正な利益を得る目的で犯した貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(法定金利を超える利息の受領)の犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと企て、同人が管理する他人名義の普通預金口座に債務者から現金を振込送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した事例(鹿児島、2月検挙)

のように、相変わらず暴力団構成員等が他人名義の銀行口座を使い、犯罪収益の取得等について事実を偽装している事例が見られた。

マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等收受事件（第11条）としては、

住吉会傘下組織組員(23)が、風俗営業店から、売春を行う場所を提供することにより得た犯罪収益の一部を広告料名目で收受した事例（栃木、2月検挙）

等客とのトラブルが発生した場合でも警察に通報せず、暴力団を利用するといった「持ちつ持たれつ」の関係にある違法な風俗経営者などから犯罪収益を收受した事例のように、前提となる犯罪の実行に暴力団の直接の関与がなくとも、暴力団がみかじめ料等を名目に資金獲得を図っている実態がみられた。

図表 2 - 6 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用状況（件数）

区分	年次								H20	
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	(1~6月)	(1~6月)	
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	9	10	13	18	26	16	16	7	4	
組織的な犯罪に係る犯人隠避(7条)	1	0	1	0	0	1	0	0	1	
犯罪収益等隠匿(10条)	5	9	25	29	21	18	35	18	12	
犯罪収益等收受(11条)	2	7	10	11	27	35	25	10	12	
起訴前の没収保全命令(23条)	1	4	3	5	0	3	7	3	7	

(4) 対立抗争事件の発生状況等

ア 対立抗争事件の発生状況

平成20年上半期における対立抗争事件の発生は、1件である（図表2-7）。

埼玉県下における山口組傘下組織と住吉会傘下組織の対立から、住吉会傘下組織幹部に対するけん銃使用殺人事件等が発生するなどして、抗争事件に発展した事例（埼玉、3月発生）

このように、けん銃等殺傷力の大きい凶器を使用した不法事案が発生しており、暴力団が対立抗争に備え常に武器を調達している状況がうかがわれる。

図表 2 - 7 対立抗争事件の発生状況の推移

区分	年次								H19		H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	(1~6月)	(1~6月)	
発生事件数(件)	11	5	5	7	7	6	6	0	3	2	1
うち山口組関与事件数	6	4	1	5	5	5	6	0	2	2	1
発生回数(回)	46	18	81	28	44	31	18	(15)	18	10	5
うち銃器使用回数	42	16	71	21	32	19	11	(8)	12	6	2
銃器使用率(%)	91.3	88.9	87.7	75.0	72.7	61.3	61.1	(53.3)	66.7	60.0	40.0
死者数(人)	3	1	4	2	7	4	2	0	8	1	2
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
負傷者数(人)	12	9	15	14	15	12	4	(6)	8	7	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0

注1：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

注2：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、()内に計上した。

イ 銃器発砲事件の発生状況

平成20年上半期における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は21件で、前年同期と同件数である。これらの銃器発砲事件により5人が死亡、4人が負傷しており、前年同期に比べ、死亡者が1人増加、負傷者は同人数であった（図表2-8）。

平成20年上半期には、前述の対立抗争におけるけん銃使用殺人事件のほか、

松葉会傘下組織組員(43)が、道路において、配下組員に対しけん銃を発射し、殺害した事例（警視庁、6月発生）

のように、市民の身近な場所でけん銃使用事件が発生しており、暴力団が所持するけん銃は、依然、市民に対する脅威となっている。

図表2-8 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分	年次									H19	H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		(1~6月)	(1~6月)
発 砲 事 件 数 (件)	133	92	178	112	104	85	51	36	41	21	21
うち対立抗争によるもの	42	16	71	21	32	19	11	0	12	6	2
死 者 数 (人)	22	17	24	18	28	15	7	2	12	4	5
負 傷 者 数 (人)	20	24	20	20	27	12	6	8	7	4	4

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員及び準構成員による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

ウ けん銃押収丁数

平成20年上半期における暴力団構成員等からのけん銃押収数は102丁で、前年同期に比べ20丁増加している（図表2-9）。

けん銃等の銃器は、暴力団にとって組織の力を象徴する最も強力な武器であることから、依然、大量のけん銃等を組織的に調達、管理した上、暴力団構成員以外の者に預けるなど、巧妙に隠匿しているものと思われる。平成20年上半期においては、

稲川会傘下組織幹部(36)が自宅において隠匿していたけん銃1丁、実包5個を発見、押収した事例（神奈川、5月押収）

のように、暴力団構成員が自宅に隠匿している事例もあるが、

山口組傘下組織幹部(38)らが知人宅に隠匿保管させていたけん銃3丁、実包127個を発見押収した事例（北海道、1月押収）

のように、暴力団構成員以外の者にけん銃を保管させたり、

山口組傘下組織組員(36)らによる貸金業法違反等事件の捜索により、関係企業の物置に保管中のけん銃2丁、実包176個を発見押収した事例（長野、2月押収）

稲川会傘下組織組長(35)らが雑木林内において、タッパーウェアに入れるなどして土中に隠匿していたけん銃1丁、実包14個を発見押収した事例（群馬、2月押収）

のように、自宅や組事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿していた事例もあった。

図表 2 - 9 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

区分	年次										
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19 (1~6月)	H20 (1~6月)	
押収けん銃総数(丁)	580	564	591	327	334	309	243	204	231	82	102
真正銃(丁)	491	525	565	301	308	276	216	187	223	78	96
	84.7%	93.1%	95.6%	92.0%	92.2%	89.3%	88.9%	91.7%	96.5%	95.1%	94.1%
改造銃(丁)	89	39	26	26	26	33	27	17	8	4	6
	15.3%	6.9%	4.4%	8.0%	7.8%	10.7%	11.1%	8.3%	3.5%	4.9%	5.9%

注：各下段は、押収けん銃総数に占める割合である。

(5) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 伝統的資金獲得犯罪

暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（ノミ行為等）が挙げられる。平成20年上半期におけるこれらの犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は4,464人で、暴力団構成員等の総検挙人員の34.9%を占めている。また、これらの犯罪に係る暴力団構成員の検挙人員は1,260人で、暴力団構成員の総検挙人員の34.8%を占めている（図表2-10、11）。

このように、伝統的資金獲得犯罪は、現在でも検挙人員でみて暴力団犯罪全体の3割強を占めており、この割合は、近年減少傾向にあるものの、依然として、この種犯罪が暴力団の有力な資金源となっていると考えられる。

また、伝統的資金獲得犯罪として挙げた各罪種について、暴力団構成員等以外も含めた全体の検挙人員に対する暴力団構成員等の割合を見ると、5割程度で推移しており、この種犯罪は、暴力団構成員等が敢行する割合が高いことが分かる（図表2-12）。

平成20年上半期においては、

山口組傘下組織組長(37)らが、愛知県内のカジノクラブにおいて、賭博場を開帳して、賭客に対してバカラ賭博をさせ、賭客から手数料名下に金銭を徴収し、利益を図った事例（愛知、1月検挙）

山口組傘下組織幹部(55)らが、みかじめ料名下に金員を脅し取ろうとして、組織名が記載された名刺を示し、「もめ事のときは話つけてやる。毎月5万出せ。」等と申し向け、現金を脅し取った事例（愛媛、1月検挙）

住吉会傘下組織組員(50)が、宅配便を利用して覚せい剤を密売したほか、営利目的で覚せい剤及び大麻を所持していた事件。（富山、警視庁、1月検挙）

などの事例がある。

図表 2 - 10 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									H19	H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		(1~6月)	(1~6月)
暴力団構成員等の総検挙人員(人)	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	13,090	12,786
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員(人)	13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	4,446	4,464
割合	42.0%	41.6%	39.1%	37.0%	33.2%	32.0%	35.3%	33.1%	34.1%	34.0%	34.9%
覚せい剤	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	3,054	3,179
恐喝	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	1,038	960
賭博	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	648	274	263
ノミ行為等	1,256	736	494	371	240	322	193	161	133	80	62

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 2 - 11 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次									H19	H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		(1~6月)	(1~6月)
暴力団構成員の総検挙人員(人)	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471	7,766	3,838	3,625
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員(人)	3,986	3,884	3,572	3,439	3,385	3,054	3,083	2,749	2,565	1,258	1,260
割合	37.7%	38.1%	36.1%	34.7%	33.5%	33.3%	35.3%	32.5%	33.0%	32.8%	34.8%
覚せい剤	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786	1,514	1,688	1,445	1,403	685	664
恐喝	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462	1,358	1,232	1,197	1,005	490	521
賭博	188	131	118	117	72	90	97	66	107	53	46
ノミ行為等	206	143	107	101	65	92	66	41	50	30	29

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 2 - 12 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員と占める割合の推移

区分	年次									平19	H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		(1~6月)	(1~6月)
伝統的資金獲得犯罪の合計	13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	4,446	4,464
暴力団構成員等が占める割合	43.6%	39.2%	39.4%	40.9%	40.3%	44.6%	48.2%	50.0%	49.6%	49.7%	50.1%
覚せい剤	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	3,054	3,179
暴力団構成員等が占める割合	43.5%	40.8%	40.8%	40.2%	41.3%	44.5%	51.4%	52.6%	53.1%	53.9%	51.7%
恐喝	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	1,038	960
暴力団構成員等が占める割合	30.9%	29.2%	30.1%	33.5%	36.2%	39.8%	40.7%	43.7%	43.0%	43.2%	44.5%
賭博	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	648	274	263
暴力団構成員等が占める割合	67.7%	61.1%	59.6%	71.3%	45.2%	58.9%	47.7%	49.7%	42.4%	35.5%	50.9%
ノミ行為等	1,256	736	494	371	240	322	193	161	133	80	62
暴力団構成員等が占める割合	90.2%	83.4%	88.8%	77.5%	78.2%	83.0%	83.5%	87.0%	65.2%	74.1%	75.6%

注1：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

注2：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じたり、暴力団を利用する企業と結託したりして、金融業、産業廃棄物処理業、建設業等各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。また、許可、登録等の所要の手続を経ずに、これらの企業活動を自ら行う場合もみられる。

(7) 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付ける方法などにより、資金獲得を図っている状況がうかがわれる（図表2 - 13、14）。

具体的には、

山口組傘下組織幹部(30)が、無登録で貸金業を営み、法定利息を超える利息を受領していた事例（高知、5月検挙）

などの事例がある。

図表2 - 13 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									H19	H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	(1~6月)	(1~6月)	
暴力団構成員等の検挙人員	56	41	64	52	130	129	72	96	125	64	54
うち暴力団構成員の検挙人員	38	22	20	23	63	53	29	39	46	21	23
暴力団構成員等が占める割合	48.3%	36.0%	48.1%	38.5%	45.8%	42.7%	32.0%	36.4%	33.1%	41.0%	38.0%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表2 - 14 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									H19	H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	(1~6月)	(1~6月)	
暴力団構成員等の検挙人員	80	57	76	68	258	160	90	93	115	49	66
うち暴力団構成員の検挙人員	17	26	31	25	77	46	35	29	23	9	19
暴力団構成員等が占める割合	35.4%	29.2%	27.1%	25.3%	34.3%	24.4%	20.7%	22.6%	21.5%	24.1%	28.8%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(1) 産業廃棄物処理業

暴力団は、処理費用を抑えるために廃棄物の不法投棄を行うなどして、多額の収益を上げることにより、資金獲得を図っている状況がうかがわれる。具体的には、

山口組傘下組織組員(40)が、廃工場の解体工事に伴って生じた廃棄物の処理を請負い、コンクリート片や廃タイヤ等を不法に投棄した事例（兵庫、5月検挙）

などの事例がある（図表2 - 15）。

図表2 - 15 廃棄物処理法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									H19	H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	(1~6月)	(1~6月)	
暴力団構成員等の検挙人員	184	121	204	225	260	181	199	225	192	95	73
うち暴力団構成員の検挙人員	43	28	47	63	52	54	31	74	50	22	16
暴力団構成員等が占める割合(%)	6.5%	4.6%	5.9%	5.6%	6.2%	3.9%	3.5%	3.3%	2.5%	2.4%	1.9%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(ウ) 建設業

暴力団は、従来から、関係企業を通じて建設業に進出し、その威力を利用して、公共工事において談合を差配したり、自ら受注したり、下請け参入を強要したりして、恒常的に公共工事を資金源としているが、近年では、大規模な公共工事により多く参入するため、経営実態を偽るなどの虚偽申請を行う形態がみられる。具体的には、

山口組傘下組織組長(44)が、建設業の実質的な経営者となり、県発注の街路改良工事に関する指名競争入札に際し、他の建設業経営者と談合した事例(奈良、2月検挙)

建設業を営む会社役員(39)らが、虚偽内容を記載した管理責任者証明書等を提出し、一般建設業の許可更新を受けていた事例(京都、4月検挙)

がある。

(I) その他

暴力団は、これらの業種以外にも、次の例のように、様々な分野に介入し、資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

山口組傘下組織組長(59)らが、自らが雇用した労働者を現場作業員として派遣し、解体工事現場等の建設業務に従事させ、労働者派遣事業を行ったとして、いわゆる労働者派遣法違反として検挙した事例(静岡、1月検挙)

山口組傘下組織組長(41)らが、女性従業員を使用して、法令で禁止された地域において店舗型風俗特殊営業を営んだとして、いわゆる風営適正化法違反として検挙した事例(山形、2月検挙)

ウ 企業対象暴力及び行政対象暴力

平成20年上半期における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は202件(前年同期比17件増)であった。

(ア) 企業対象暴力

企業対象暴力に関しては、

社会運動標ぼうゴロ(67)らが、大型ショッピングセンターの建設を計画していた会社に対し、「政治家を電話一本で動かすことができる。都市計画法を変えて、開発できなくしてやるぞ。」などと申し向け、暗に現金の提供を要求した事例(千葉・福岡、4月検挙)

山口組傘下組織組長(63)が政治運動標ぼうゴロ(63)らと共謀して、水産会社の代表取締役に対して、「定置網業者が困っている。我々は500万円もらって、密漁を止めるために来た。」などと申し向け、金員を脅し取ろうとした事例(長崎、5月検挙)

などのように、企業に対して不当な因縁を付け、現金を要求をするものがみられた。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は139人(前年同期比9人増)、検挙件数は111件(前年同期比18件増)であった。総会屋等については、近年、全体的に活動が弱まっているものの、

總會屋(61)が、新築マンション建築工事現場に隣接する地区の住民を装って、建築工事の騒音を口実に、施工業者から近隣折衝業務を委託されていた会社の社員に対し、暴力団の名刺を示して、「俺の親父はこういう者だ。解体の音がうるさい。街宣車を回して工事を遅らせることもできる。」など申し向け、暗に金品を要求した事例(警視庁、4月検挙)

總會屋(65)が、映画興行等を行う会社社員に対し、「株主総会には必ず出席します。今後は与党株主として協力してきたい。写真集を出しているのを持ってこようか。」などと言って、暗に金品の交付を要求し、もって、株主の権利の行使に関して利益の供与を要求した事例(警視庁、6月検挙)

のように、依然として根強く活動を続けている状況がみられた(図表2-16)。

図表2-16 会社法(旧商法)違反事件の検挙件数の推移

区分	年次									H19		H20
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		(1~6月)	(1~6月)	
利益受供与	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	
利益供与要求	2	0	2	3	1	2	3	3	2	2	1	

注1：ここでいう会社法(旧商法)違反は、利益受供与、利益供与要求によるものである。

注2：検挙件数は、特定の期間における特定の会社を背景とした利益受供与等を1事件と計上している。例えば、一つの会社において、特定の期間における、数回にわたる、数人の者による利益受供与は、1事件と計上する。

(イ) 行政対象暴力

行政対象暴力に関しては、

住吉会傘下組織組員(50)が、市役所において、生活保護の実施に関する職務の執行として対応中の職員に対し、怒号した上、胸ぐらをつかんで引き寄せせる暴行を加え、職務の執行を妨害した事例(茨城、3月検挙)

住吉会傘下組織組長(60)らが、市議会議長に電話をかけ、「議員を辞職してください。辞職しないと会社の方もおかしくなるよ。」「売られたけんかだから、俺らは徹底的にやっていくよ。」などと申し向け、議員を辞職することを強要した事例(栃木、4月検挙)

稲川会傘下組織組員(60)らが、接骨院においてマッサージの施術を受けた事実等がないのに、市福祉事務所に対し、施術報酬請求明細書等を提出するなどして、不実の申請により、生活保護法による保護を受けた事例(埼玉、6月検挙)

などのように、依然、行政を対象として、不当要求を行い資金を獲得しようとしている状況がうかがわれる。

エ 金融・不良債権関連事犯

平成20年上半期における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は9件で、平成12年以降減少傾向にある(図表2-17)。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものには、

山口組傘下組織幹部(28)及び会社役員らが共謀の上、同幹部が建築業を営んでいる事実はなく、信用保証協会の信用保証を受ける資格がないにもかかわらず、信用保証協会に虚偽の内容の信用保証委託申込書等を提出して、同幹部に対する設備資金の融資を申し込むなどして、現金600万円を詐取した事例(愛知、2月検挙)

のように、暴力団構成員と暴力団関係者とが共謀して多額の現金を詐取するなど、資金に困った者が暴力団を悪用し、互いに利益を得るといった実態がみられる。

一方、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものには、

山口組傘下組織幹部(44)が、同人に対する債権を譲り受けた整理回収機構からの強制執行を免れる目的で財産を隠匿した事例(兵庫、6月検挙)

があるところ、その全体に占める比率は長期的には低下傾向にあり、平成20年上半期には、全体の3分の1となった。

図表2-17 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区分	年次										
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19 (1~6月)	H20 (1~6月)	
融資過程	18	19	27	9	13	11	12	14	15	11	6
債権回収過程	84	98	74	63	63	43	38	21	10	6	3
合計	102	117	101	75	76	55	51	36	25	17	9

注1:「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2:「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3:平成14年の合計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」を3件、また、平成16年、平成17年及び平成18年の合計にはそれぞれ1件を含む。

オ 詐欺

平成20年上半期における暴力団構成員等による詐欺の検挙人員は765人で、前年同期に比べ1人増加している(図表2-1)。具体的には、

山口組傘下組織幹部(30)らが、柔道整復士と共謀して、交通事故により傷害を負った事実や整骨院に通院した事実、傷害により経営する会社を休業した事実もないのに、虚偽の休業損害証明書や施術証明書を提出するなどして、損害保険会社から休業損害補償金約100万円を騙し取った事例(警視庁、4月検挙)

山口組傘下組織幹部(64)が、保険金名下に保険金を騙し取ろうとして、ホールインワンを達成した事実がないのに、達成した旨の内容虚偽の証明書等を提出し、損害保険会社から現金100万円を騙し取った事例(茨城、2月検挙)

のように、保険会社を対象として保険金を詐取する形態や

山口組傘下組織組員(42)らが、市から生活保護開始決定を受けた後に他の収入を得るようになってからも、これを秘して収入があったことを届け出ず、さらに、タクシー会社の実質経営者と共謀して、通院のためにタクシーを利用したかのように装い、市から通院移送費及び生活扶助費等の名目で約2億円を騙し取った事例(北海道、2月検挙)

住吉会傘下組織組員(52)らが、税務署に対して内容虚偽の確定申告書を提出して、源泉徴収された所得税の超過納付税額還付金名下に還付金を騙し取ろうとした事例(警視庁、4月検挙)のように、行政機関を対象として、生活保護費等を詐取する形態のほか、工で例示した融資名下の詐欺や、

山口組傘下組織組長(48)らが、信用金庫職員に対し、市内の土地に住宅を建築する事実もなく、同土地には暴力団事務所を建築する意図であったのに、「甥が結婚して住居を新築するので、4,000万円ほど借りたい。」などと嘘を申し向け、工事請負契約書等を提出して、住宅ローン融資金名下に4,000万円を騙し取った事例(兵庫、6月検挙)

など、様々な詐欺事案に關与している実態がみられる。

カ 窃盗及び強盗

平成20年上半期における暴力団構成員等の窃盗犯の検挙人員は1,411人(前年同期比67人減)、強盗犯の検挙人員は286人(同17人増)である(図表2-1)。これら事犯は、暴力団構成員等に係る主要な罪種の一つであり、暴力団の資金源となっているものとみられる。具体的には、

住吉会傘下組織幹部(53)らが、東京都内等において、組織的にオートバイ盗を敢行した上、被害品のオートバイをガーナ人に譲り渡していた事例(警視庁・埼玉、1月検挙)

などのように、暴力団が外国人グループ等組織外の者と連携しながら窃盗を敢行した事例のほか、

山口組傘下組織組員(43)らが、宮城県石巻市内の民家に押し入り、被害者にナイフを突き付けた上、「マネー、マネー」などと語気鋭く申し向けるなどの暴行、脅迫を加え、現金を強取した事件(宮城、5月検挙)

のように、外国人を装った強盗も見られた。

キ 最近の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

最近の暴力団は、景気回復基調に乗じて、いわゆるバブル経済期によくみられたような不動産取引、証券取引の利用による犯罪を敢行している状況がみられる一方、バブル経済崩壊後に目立っていた金融・不良債権関連事犯の検挙件数は平成12年以降は減少傾向にあり、暴力団が、その時々々の社会経済情勢の変化に対応して、多額の資金を獲得できるポイントを巧みに探り当てながら資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

いわゆるバブル経済期にみられたような不動産取引、証券取引の利用による犯罪の事例としては、

パチンコ関連情報提供会社役員(57)らが、自らが実質支配するA社をB社の子会社とするに当たり、架空売上げや利益をA社に計上させ、また債務超過にあったA社に増資を装わせるなどして、A社の企業価値を過大に評価し、それにより算定した比率でA社をB社の完全子会社とする株式交換契約を締結し、これを正当なものとする虚偽の内容を含む公表を行うなどし、有価証券の取引のため偽計を用いたことから、証券取引法違反(偽計)で検挙した事例(大阪、2月検挙)

会社役員(59)らが、弁護士でないのに、不動産会社からの委託を受けて、同社の所有するビルの賃借人に対し、部屋を明け渡す義務を負うことなどを内容とする契約の締結に応じるよう交渉して賃貸借合意解除契約を締結するなどしたことから、弁護士法違反（非弁行為）で検挙した事例(警視庁、3月検挙)

山口組傘下組織組長(63)が、建物の登記済権利証を入手したことを利用して、無断でその物件の所有権を移転登記するために、土地建物売買契約書を偽造して、虚偽の所有権移転登記を地方法務局支局に申請した事例(埼玉、5月検挙)

などがある。

その他の特徴としては、

山口組傘下組織幹部(47)が、元理事であったNPO法人の理事長らと共謀して、金融機関から金員等を騙し取るため、虚偽の養子縁組をすることを企て、虚偽の養子縁組届等を区役所に提出して不実の戸籍を編成させ、さらに、運転免許試験場において、虚偽の養子縁組に基づき住所等が記載された運転免許証の交付を受けた事例（大阪、5月検挙）

山口組傘下組織幹部(49)らが、偽造クレジットカード用のプラスチック板を隠匿した郵便物を中国から日本に発送し、輸入してはならない貨物を輸入しようとしたとして、関税法違反で検挙した事例（愛知、6月検挙）

などのように、虚偽の戸籍届や偽造クレジットカード作成に係る、いわゆる犯罪インフラを構築する犯罪を引き続き敢行していることが挙げられる。























4 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

2月28日、九州誠道会が、福岡県公安委員会により指定暴力団として新たに指定を受けたほか、三代目狭道会が広島県公安委員会により、太州会が福岡県公安委員会により、それぞれ指定暴力団として第6回の指定を受けた。また、5月22日には七代目酒梅組が大阪府公安委員会により、7月15日には極東会が東京都公安委員会により、7月29日には東組が大阪府公安委員会により、指定暴力団として第6回の指定を受けた。

7月29日現在、22の団体が指定暴力団として指定されている（**図表3 - 1**）。

図表3-1 指定暴力団の指定の状況

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数	初回指定年月日	効力期限(指定回数)	代紋
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約20,300人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	角田 吉男	1都1道19県	約4,800人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府16県	約6,100人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	5県	約770人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約260人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約370人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
7	五代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	圖越 利次	1道1府1県	約660人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
8	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約330人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
9	六代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	温井 完治	3県	約180人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
10	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約100人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約140人	平成4年12月14日	平成22年(6回)	
12	道仁会	福岡県久留米市通東町6-9	小林 哲治	4県	約790人	平成4年12月14日	平成22年(6回)	
13	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約70人	平成4年12月16日	平成22年(6回)	
14	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約270人	平成4年12月24日	平成22年(6回)	
15	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成23年(6回)	
16	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約190人	平成5年3月4日	平成23年(6回)	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区西心斎橋2-7-15	金 在鶴	1府1県	約120人	平成5年5月26日	平成23年(6回)	
18	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,200人	平成5年7月21日	平成23年(6回)	
19	東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約160人	平成5年8月4日	平成23年(6回)	
20	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,300人	平成6年2月10日	平成21年(5回)	
21	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	和田万亀男	4県	約340人	平成12年2月10日	平成21年(3回)	
22	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	5県	約350人	平成20年2月28日	平成23年(1回)	

注: 1 本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「代紋」は、平成20年7月29日現在のものを示している。
 2 石川一家(平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
 3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
 4 三代目山野会(平成10年12月21日熊本県公安委員会指定)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。
 5 極東桜井總家連合会(平成5年7月8日静岡県公安委員会指定)は、団体消滅のため、平成17年5月31日に指定を取り消された。
 6 國粹会(平成6年5月13日東京都公安委員会指定)は、六代目山口組傘下組織となったため、平成17年10月31日に指定を取り消された。
 7 中野会(平成11年7月1日大阪府公安委員会指定)は、団体解散のため、平成17年12月22日に指定を取り消された。
 8 平成19年末における全暴力団構成員数(40,900人)に占める指定暴力団構成員数(38,600人)の比率は94.4%である。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は31,880件に上っている。

平成20年上半期における中止命令の発出件数は1,352件で、前年同期に比べ37件増加している（**図表3 - 2**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するもの964件（前年同期比96件増）と全体の71.3%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが221件（同78件減）と全体の16.3%を占めている（**図表3 - 3**）。

団体別では、山口組に対するものが491件（同135件減）と最も多く、全体の36.3%を占め、次いで稲川会238件（同30件増）、住吉会236件（同49件増）の順となっている（**図表3 - 3**）。

中止命令を発出した事例をみると、

山口組傘下組織組員(36)が、ビル建設工事を受注し施工中の建設会社従業員に対し、山口組の代紋入りの名刺を示しながら、「 一家の者だ。トラブルがあったらうちが抑える。」等と告げて、住民対策等役務の提供の受入れを要求した事例（警視庁、4月）
 などのように、暴力団が民事トラブルの解決に藉口しながら不当な要求を行っている実態がみられる。

また、暴力団は、その勢力維持・拡大のため、粗暴かつ悪質な加入強要や脱退妨害、組織の誇示を行っている実態がみられる。具体的には、

太州会幹部(56)が、暴力団に加入することを断った成人男性に対し、「なにが許されるか。明日午前10時、 組事務所に来とけ。出来んやったら打ち殺してやるけん。」等と告げて、暴力団に加入することを強要した事例（福岡、4月）

などがある。

警察では、暴力団対策法に基づく中止命令を的確に発出して、こうした行為を規制している。

図表3 - 2 行政命令の発出件数の推移

区分	年次										
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19 (1~6月)	H20 (1~6月)	
中止命令	2,275	2,185	2,238	2,599	2,609	2,717	2,668	2,488	2,427	1,315	1,352
再発防止命令	25	95	96	141	114	161	112	128	110	64	48
事務所使用制限命令	5	0	8	0	6	0	1(1)	0	0	0	0

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を概数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出ところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

イ 再発防止命令

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は1,288件に上っている。

平成20年上半期における再発防止命令の発出件数は48件で、前年同期に比べ16件減少している（**図表3 - 2**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが37件（前年同期比9件減）と全体の77.1%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが11件（同5件減）と全体の22.9%を占めている（**図表3 - 3**）。

団体別では、山口組及び稲川会に対するものがそれぞれ12件と最も多く、全体の25.0%を占め、次いで住吉会及び松葉会の5件の順となっている（**図表3 - 3**）。

再発防止命令を発出した事例をみると、

山口組傘下組織幹部(31)が、弁当販売店に対し、「組の者や。ここら辺を縄張りにしとる。的屋もわしが担当しとる。そやから、ここで商売すんのに、わしに金を払わなあかんねや。」等と告げて、弁当販売店に対し、同組織の威力を示して縄張り内で営業を営む対償として金品を要求したことなどから、1年間、営業を営む者に対し、金品等の要求をしてはならない旨を命じた事例（兵庫、5月）。

などのように、依然として暴力団が縄張り内の様々な業態の店舗等に対して、繰り返し、みかじめ料等を要求し、これらが暴力団の重要な資金源となっている状況がうかがわれる。

警察では、反復して同種の暴力的要求行為等が行われるおそれが認められる場合には、再発防止命令を発出して、こうした行為を規制している。

ウ 事務所使用制限命令

平成20年上半期における事務所使用制限命令の発出はなかった（**図表3 - 2**）。

(3) 命令違反事件の検挙状況

平成20年上半期における命令違反事件の検挙件数は4件（前年同期比±0件）である（**図表2 - 3**）。

警察では、

稲川会傘下組織組員(32)が、飲食店経営者等に対し組織の威力を示して、ディナーショーの券を購入することを要求したことから、1年間、同組員に対し、営業を営むものに対し、日常業務に用いる物品を購入することを要求等を禁ずる旨の再発防止命令が発出されたが、その後、同組員が、居酒屋経営者に対して、正月用飾り物を購入することを要求したことから、同組員を再発防止命令違反として検挙した事例（神奈川、3月検挙）

などのように、再発防止命令に従わず、その後もみかじめ料等を要求する暴力団に対して、厳正な取締りを行うことにより、暴力団対策法による抑止効果を高めるよう努めている。

図表3-3 平成20年上半期における中止命令等適用状況

○ 形態別

形態別		区分	中止命令 (件)	再発防止 命令(件)
9 条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求	4	0
	2号	不当贈与要求	453	8
	3号	不当下請等要求	11	0
	4号	みかじめ料要求	108	10
	5号	用心棒料等要求	300	14
	6号	高利債権取立	20	2
	6号の2	不当債権取立	9	1
	7号	不当債務免除要求	37	1
	8号	不当貸付等要求	8	1
	9号	不当信用取引要求	0	0
	10号	不当自己株式買取等要求	0	0
	11号	不当地上げ行為	0	0
	12号	競売等妨害行為	0	0
	13号	不当示談介入行為	0	0
14号	因縁を付けての金品等要求	14	0	
		小計	964	37
10 条	1項	暴力的要求行為の要求等	-	0
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	148	-
		小計	148	0
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為		-	0
12条の3	準暴力的要求行為の要求等		-	0
12条の5	準暴力的要求行為		0	0
16 条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	2	2
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	199	9
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	20	0
		小計	221	11
17条	配下組員等に対する加入の強要の命令等		-	0
20条	指詰めの強要等		15	0
24条	少年に対する入れ墨の強要等		2	0
29条	事務所における禁止行為		2	0
		合計	1,352	48

○ 団体別

団体別	区分	中止命令 (件)	再発防止 命令(件)
六代目山口組		491	12
稲川会		238	12
住吉会		236	5
四代目工藤會		8	1
三代目旭琉会		10	1
沖繩旭琉会		11	0
五代目会津小鉄会		1	0
五代目共政会		7	0
六代目合田一家		1	1
四代目小桜一家		2	0
三代目浅野組		2	0
道仁会		55	4
二代目親和会		2	0
双愛会		11	1
三代目俠道会		4	0
太州会		14	2
七代目酒梅組		0	0
極東会		31	2
東組		12	0
松葉会		56	5
三代目福博会		11	1
九州誠道会		6	1
指定暴力団構成員以外		143	0
合計		1,352	48

5 暴力排除活動の現状

(1) 公共部門における暴力排除活動

ア コンプライアンス条例・要綱等の制定

地方公共団体では暴力団等の不当要求等に対する組織的な対応を規定する、いわゆるコンプライアンス条例・要綱等（以下「コンプライアンス要綱等」という。）の制定が進められており、平成20年6月末現在で、全国の地方公共団体の99.7%（1,858団体中1,853団体）において制定されている。

地方公共団体別の制定状況を見ると、次のとおりである。

県	46団体（47団体中、97.9%）
市（区）	803団体（806団体中、99.6%）
町	811団体（812団体中、99.9%）
村	193団体（193団体中、100.0%）

また、条例・要綱等別にみると、条例の制定が65団体、要綱等の制定が1,788団体となっており、要綱等の制定が全体の96.2%を占めている。

コンプライアンス要綱等の制定について、その推移をみると、15年末には866団体（全地方公共団体の27.3%）にとどまっていたが、地方公共団体における行政対象暴力に対する取組みの強化により16年末には2,177団体（同72.6%）、17年末には1,946団体（同87.9%）、18年末には1,804団体（同95.6%）、19年末には1,852団体（同99.1%）となり、20年6月末までに著しい増加を示している。

44道府県は、道府県内全ての地方公共団体でコンプライアンス要綱等が制定されている。

富山県では、県内16自治体中1町のみがコンプライアンス要綱等を制定していなかったため、県警から町長に対して不当要求に対する組織的対応の必要性を継続して訴え、コンプライアンス要綱等の制定を強く働きかけたところ、「不当要求行為等対策規程」の制定に至り、県内全自治体でコンプライアンス要綱等が整備された事例（富山、5月）

今後は、コンプライアンス要綱等を、より一層、実効あるものとするため地元警察署と協議会を設置の上、あらゆる機会を通じて、意見交換等を行うなどの連携強化を図ることが重要である。

イ 行政対象暴力対策の推進

警察では、行政対象暴力に対し、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、取締りの強化等の諸対策を講じ、暴力団の資金源の封圧や、行政の健全性、公正性の確保を図ってきたところである。

行政機関においても、コンプライアンス要綱等の制定が進められるなどしているが、生活保護をめぐる不正受給事案（3(5)才参照）に関して、当該自治体が公表した調査結果において、暴力団員からの不当要求に対する組織的な対応が不十分であったことが指摘された例も、今なお存在しており、組織的な対応により被害を防止するための態勢の整備を更に進めることが求められている。

行政対象暴力に対しては、第169回国会で成立した改正暴力団対策法により、行政機関が行う許認可等や公共工事の入札・契約に関して行われる暴力団員の不当要求が暴力的要求行為として規制する行為に追加されたところである。警察では、国・地方公共団体のレベルで改正暴力団対策法の規定を

周知することを通じ、行政機関における行政対象暴力に対する対応について再度取組みの徹底を促すとともに、行政機関との連携を更に強化して、同規定の適用や厳正な取締りを行うなど、行政対象暴力対策を一層推進していくこととしている。

ウ 入札等からの暴力団排除

(ア) 公共工事の入札

第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月19日開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報制度の導入」を政府として進めることとされたことを踏まえ、平成19年3月、国土交通省地方整備局等発注工事について、請負者に対して暴力団構成員等から不当介入を受けた場合に警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度が導入され、都道府県警察では、平成19年4月までに各地方整備局等と合意書を締結した。

警察庁は、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチームの場を活用して、各省庁に対し、施策に関する合意書や通達モデル案を示し、導入の促進を図った。その結果、農林水産省、国土交通省（運輸）、法務省、環境省、文科省、防衛省及び厚生労働省の7省が発注する工事に関しても同制度の運用を開始した。

国発注の公共工事に絡む暴力団排除については、

山口組傘下組織が、暴力団関係会社社長と共に、一般の建設会社に対して、下請け参入を要求した事件について、それぞれ中止命令を発出すると共に、当該暴力団関係会社が大阪府、大阪市及び国土交通省近畿地方整備局において入札参加資格を有していたことから「暴力団排除措置要綱」に基づき、大阪府、大阪市及び国土交通省近畿地方整備局に通報した結果、それぞれ、当該暴力団関係会社を指名除外等した事例（大阪、2月）

のように、地方自治体と国との連携を密にし、暴力団の維持、運営に協力していた建設業者を指名除外等により、国発注の公共工事から排除した事例がみられる。

また、地方公共団体発注の公共工事からの暴力団排除についても、国と同様に

住吉会傘下組織組長による市議会議長に対する職務強要事件の検挙と連動して、同組長に資金提供をしていた建設業者を関係自治体に通報した結果、鹿沼市は2か月、栃木県は4か月の指名停止を決定し、暴力団関係業者を公共工事から排除した事例（栃木県、5月）

など、各県の取組みが進んでいる。

(イ) 高速道路事業の入札

高速道路事業及びその他の関連事業に対する不当要求行為等を排除するため、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本）の各支社ごとに不当要求防止対策協議会の設置が推進されている。

平成20年上半期には、西日本高速道路四国地区不当要求防止対策協議会において、愛媛県連絡会、高知県連絡会及び徳島県連絡会が設立され、関係都道府県警察等との連携が推進されている。

(ウ) 国有地等の一般競争入札等

平成18年11月、財務省が、国有地等の売払いに係る一般競争入札等から暴力団の介入を防止するため、入札等の参加資格から暴力団を排除することを決定したことから、警察庁と財務省との間において暴力団排除の仕組みについての検討を進め、平成19年9月1日以降に公示される入札から「暴力団員や暴力団関係者等には入札参加資格を与えず、入札を無効にする」、「落札後の契約において、暴力団事務所等としての利用の禁止や暴力団事務所等として使用されることを知りながらの転売や賃貸借を禁止する旨を明記する」などの仕組みの運用を開始した。

また、都道府県警察からの働きかけによって、都道府県が公有地売却に係る一般競争入札事務処理要領等を改正して暴力団排除条項を導入したり、県総務部長、市財務局長と県警刑事部長との間で意見聴取に関する合意書を締結したりするなど、都道府県において暴力団を排除する気運が高まっている。

エ 給付行政からの暴力団排除

(ア) 生活保護の支給

平成18年3月、厚生労働省が生活保護の支給に関して暴力団排除の基本方針を打ち出し、各都道府県警察と福祉事務所等実施機関との連携強化がなされた。

山口組傘下組織組員(38)とその妻が、生活保護を受給していたが、自動車を保有しながらその旨を保護実施機関である市に届けるべき義務があったにもかかわらずこれを秘して申告せず、市から生活保護約180万円を受けていたことから、詐欺罪で逮捕するとともに、生活保護費の支給停止を決定した事例(奈良、5月)

などのように、排除事例が大幅に増加するなど、生活保護実施機関と警察との連携により、全国的に生活保護からの暴力団排除が進んでいる。

(イ) 公営住宅等への入居

これまでの公営住宅における暴力団排除に当たっては、条例改正を含め地域を挙げての対応が重要であったことから、各都道府県警察においては、地域の実情に応じ、住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込むよう積極的な働きかけを行うなど、公営住宅における暴力団排除を推進してきたが、平成19年4月に発生した東京都町田市の公営住宅における暴力団組員けん銃発砲立て籠もり事件を契機として、全国的に、公営住宅における暴力団排除の気運が高まり、警察庁と国土交通省とが協議を進めた結果、同年6月、同省住宅局長から各都道府県知事に対し、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示す通知「公営住宅における暴力団排除について」が発出された。これに伴い警察庁では、各都道府県警察に対し、地域の実情に応じて住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込むよう積極的な働きかけを行うことなどを含め、連携強化を図るよう通達し、これまで以上に都道府県警察と事業主体(地方公共団体)との連携強化が図られた。

平成20年上半期においては、

車庫法違反で逮捕した山口組傘下組織幹部(68)が市営住宅に居住していることが判明したことから、警察から市に対して市営住宅からの排除要請をした結果、市が市営住宅から排除する旨の催告書を交付し、市営住宅から退去させた事例(大阪、5月)

のように、事件と連動した公営住宅からの暴力団排除が進んでいる。

また、公営住宅以外の公的機関が管理する賃貸住宅からの暴力団を排除していくため、法律又は要綱等に基づき国からの補助を受けて地方公共団体が整備及び管理を行う公共賃貸住宅や、勤労者の住宅を確保し職業の安定を図る目的で独立行政法人雇用・能力開発機構が整備する雇用促進住宅についても、19年12月、それぞれの賃貸住宅から暴力団排除を推進する通知等が国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構から発出され、警察では公共賃貸住宅を供給する地方公共団体及び雇用促進住宅を管理運営する財団法人雇用振興協会との連携強化、的確な情報提供、事態に応じた助言、指導等積極的な支援を行い、公的な賃貸住宅からの暴力団排除対策を推進していくこととしている。

(ウ) 年金記録確認第三者委員会との連携

年金記録の訂正に関し、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)において、苦情の申出についてのあっせんを行っているところであるが、その過程で暴力団等が、不正な利益を図る目的で、当事者又は代理人と称して第三者委員会又はその職員に対し、違法又は不法な行為を行うおそれがある。こうした行政対象暴力の排除の観点から、第三者委員会の求めに応じ、警察庁から警察官を派遣し、警察と中央及び地方の第三者委員会との連携を強化している。

オ 公共施設等からの暴力団排除

暴力団の勢力誇示及び資金獲得活動を防止し、施設利用客等の安全確保を図るため、警察では、

公営施設である斎場において、住吉会傘下組織幹部の葬儀が行われたことに対して、地域住民から苦情が殺到し、マスコミにも取り上げられる等社会問題化したことを受け、管内に斎場を有している警察署が自治体及び斎場組合等に対し、公営斎場からの暴力団排除を強力に働きかけた結果、9斎場の施設管理条例に暴力団排除条項を導入することとなった事例(千葉、5月)

県内のホテル関係者から「当ホテルに宿泊・宴会予約がされている約80名の宿泊者については、今般の打ち合わせの段階で暴力団関係者と思われる。宿泊者は、2日にわたり、ゴルフコンペを開催の予定である。」との情報提供を受け、県下のホテル、ゴルフ場に対して調査を実施した結果、山口組傘下組織による当該事実が判明したことから、当該ホテル、ゴルフ場に対して警察が指導を行った結果、ホテル、ゴルフ場がそれぞれ利用約款等の暴力団排除条項を根拠に申込みを拒否した事例(熊本、5月)

などのように、暴力団排除協議会の設立、利用約款等への暴力団排除条項盛り込みの働きかけ等を通じて、公共施設、旅館、ホテル等からの暴力団排除を推進している。

(2) 民間部門における暴力排除活動

ア 企業対象暴力対策の推進

今日、多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであるが、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があり、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進する必要がある。企業にとって、反社会的勢力との関係遮断は、社会的責任の観点から必要かつ重要なことであり、かつ、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

このような認識の下、暴力団取締り等総合対策ワーキングチームにおける検討を経て、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応についてまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が、平成19年6月に開催された第3回犯罪対策閣僚会議幹事会において申し合わされた。以後、関係府省においては、本指針の実効が上がるよう、普及啓発に努めていくこととなった。

イ 各種業法による暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、資金獲得活動に対する取締りに加えて、国及び地方公共団体と連携して、貸金業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を強力に推進している。各種業法違反の検挙により、暴力団や暴力団関係企業を排除した事例として、

建設業者役員(42)が、虚偽の事実を申告して特定建設業の許可を受けたことから、建設業法違反(虚偽申請)で検挙し、併せて、同役員が山口組傘下組織組員であることを明らかにして県に通報した結果、県で同業者を指名停止18カ月にした事例(福井、6月)

などがある。また、各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用して、暴力団や暴力団関係企業を排除した事例として、

山口組傘下組織幹部(47)が、自動車運転代行業法において、暴力団排除条項があるにもかかわらず、暴力団員であることを秘して自動車運転代行業を営んでいたところ、関係同業者に対する脅迫事件において逮捕され、その取調べの中で同幹部が暴力団員であることが判明したことから、同人を廃業させた事例(大阪、6月)

などがある。

ウ 証券取引における暴力団排除

最近、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が証券市場に介入し、資金獲得を図っている状況がうかがわれる中、警察では、証券市場の健全化を確保し、一般投資家を保護するとともに、暴力団等の資金源を遮断するために、証券取引所、日本証券業協会、財務局等の関係機関との連絡協議会の設置や研修会の開催等により、関係機関との連携を図り、各種施策や取締りを推進している。

平成18年11月に設置された、警察庁、金融庁、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所及び日本証券業協会で構成された証券保安連絡会においては、相互の緊密な連携の下、証券取引等における反社会的勢力等への実効的な対応及び犯罪の抑止を図るため、「証券保安連絡会実務者会議」（以下、実務者会議）を設置し、19年7月に「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」（実務者会議中間報告）を取りまとめた後、引き続き証券版「不当要求情報管理機関」の具体的な設計等についての検討が行われてきたところ、20年5月、実務者会議が「証券取引および証券市場からの反社会的勢力の排除について」（実務者会議第二次中間報告）を取りまとめた。これらに基づき、証券業界では、証券取引（顧客）からの排除、上場企業からの排除、市場仲介者（証券会社等）からの排除を基本原則とし、暴力団対策法に基づく「不当要求情報管理機関」の登録に向け、反社会的勢力に関する情報のデータベース化を図り、証券業界からの反社会的勢力の排除に取り組んでいる。

20年5月14日までに、全国47都道府県で「証券警察連絡協議会」が発足し、証券市場から暴力団等反社会的勢力の排除に向けて取り組んでいるが、証券保安連絡会では、今後、株券電子化への対応及び証券版「不当要求情報管理機関」の設立に向けた具体的検討を引き続き行うこと、また、地域における警察当局との連絡・連携強化を図るために設置している「証券警察連絡協議会」について、設立された地域での活動の活性化を図っていくことが確認された。

エ その他民間部門における暴力排除活動

「縁切り同盟」の結成

高知県警察では、暴力追放運動推進センターと弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携の上、暴力団の安定的な資金源となっている「みかじめ料」収入の封圧に向け、地域を選定し、みかじめ料を要求されるおそれが強い飲食店やスナック等の業者を対象に、みかじめ料等の支払い拒否業者が集合した「縁切り同盟」を結成して、その会員から委任を受けた民暴弁護士が、対象暴力団組織等に対し「みかじめ料等一斉支払い拒否」通知を発出し、暴力団への安定的な資金源を封圧する施策を推進している。

(3) 民事訴訟支援等の推進

警察では、各都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）、弁護士会等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等による損害賠償請求訴訟や、暴力団事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

平成20年上半期において、暴力団に対して提起された民事訴訟事例としては、

19年12月、山口組傘下組織幹部が同組織幹部等を保証人として、独居高齢者との間で、同高齢者に縁組意思がないにもかかわらず養子縁組届をしたことについて、養子縁組の無効を訴える訴訟を提起した事例（愛知、2月）

山口組傘下組織の組事務所撤去活動の推進中、19年10月、同運動代表者が刃物で刺傷されたこと等を受け、

- ・ 地域住民119人を原告とする暴力団事務所の使用差止め等を求める請求
- ・ 上記代表者を原告とする傷害及び事務所設置による人格権侵害を理由とした損害賠償請求
- ・ 上記代表者以外の住民118人を原告とする事務所設置による人格権侵害を理由とした損害賠償請求

を提訴した事例（鹿児島、5月）

がある。また、民事訴訟支援の結果、

19年9月、民間アパートに居住していた稲川会傘下組織組員に対し、管理業者が入居契約における暴力団排除条項を根拠とした建物の明渡し及び滞納家賃の支払いを求めた訴訟を提起した件について、山形地方裁判所が請求を認め、建物の明渡し等を命じた事例（山形、1月）

18年10月、市有地を不法に占拠していた山口組傘下組織の組事務所に関し、大阪市が土地の所有権に基づき事務所建物の収去及び明渡しを請求した事案につき、大阪地方裁判所が請求を認め、土地の明渡し等を命じた事例（大阪、2月）

19年1月、山口組傘下組織幹部による飲食店経営者に対する恐喝等事件に関し、加害者の不法行為責任及び組長の使用者責任に基づき損害賠償を請求した件について、和歌山地方裁判所が請求を認め、支払いを命じた事例（和歌山、6月）

のように勝訴した事例がある。